

総社市教育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第49号

総社市教育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市教育施設使用料徴収条例（平成17年総社市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
（使用料等） 第4条 第2条の規定により利用を許可した場合は、次の区分により使用料及び加算使用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、公益を目的とするもの又は教育委員会において特に必要があると認めたものについては、使用料等を減免することができる。 （単位：円／時間）										（使用料等） 第4条 第2条の規定により利用を許可した場合は、次の区分により使用料及び加算使用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、公益を目的とするもの又は教育委員会において特に必要があると認めたものについては、使用料等を減免することができる。 （単位：円／時間）									
（1）学校										（1）学校									
幼稚園		学 校								幼稚園		学 校							
遊戯室	教室	屋内運動場		2階ギャラリー （屋内運動場）		運動場照明施設		保育室		遊戯室	教室	屋内運動場		2階ギャラリー （屋内運動場）		運動場照明施設		保育室	
<u>110</u>	<u>110</u>	<u>320</u> （半面 <u>160</u> ）		<u>160</u>		<u>210</u>				<u>100</u>	<u>100</u>	<u>300</u> （半面 <u>150</u> ）		<u>150</u>		<u>200</u>			
（2）公民館										（2）公民館									
中央公民館			西公民館・東公民館		昭和公民館		清音公民館		分館	中央公民館			西公民館・東公民館		昭和公民館		清音公民館		分館
大会 議室 特別	会議 室 和室	市民 ギャ ラリ	講堂 料理 講習	会議 室 和室	大会 議室 料理	会議 室 講習	大会 議室 料理	研修 会議 室		大会 議室 特別	会議 室 和室	市民 ギャ ラリ	講堂 料理 講習	会議 室 和室	大会 議室 料理	会議 室 講習	大会 議室 料理	研修 会議 室	

改正後										改正前										
会議室		スポーツライト一式	室		講習室	室和室	講習室	和室		会議室		スポーツライト一式	室		講習室	室和室	講習室	和室		
料理講習室										料理講習室										
320	160	1日当たり 530	320	160	320	160	320	160	110	300	150	1日当たり 500	300	150	300	150	300	150	100	
山手公民館										山手公民館										
多目的ホール	コミュニティホール	大会議室 小会議室	第1和室 第2和室 第3和室	第2・3和室 料理講習室	多目的ホール舞台施設装置一式 多目的ホール照明器具一式 多目的ホール音響設備一式 多目的ホール移動観覧席一式						多目的ホール	コミュニティホール	大会議室 小会議室	第1和室 第2和室 第3和室	第2・3和室 料理講習室	多目的ホール舞台施設装置一式 多目的ホール照明器具一式 多目的ホール音響設備一式				
1,500	320	160	160	320	1回当たり 2,100						1,000	300	150	150	300	1回当たり 2,000				
(3) 図書館										(3) 図書館										
展示ホール					多目的室						展示ホール					多目的室				
					320											300				
(4) 略 2 略										(4) 略 2 略										

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る使用料について適用する。